

～ 普通貸付を利用される組合員のみなさまへ～

普通貸付について

貸付事由

組合員が臨時に資金を必要とするときに貸付けを行います。
ただし、事業に使用する物品等の購入資金及び生活や事業のために必要となる資金（※）を除きます。

※農機具、営業用車両、営業用機具等の購入及び生活資金や事業の運転資金等

貸付額及び最高限度額

貸付額は、見積書により確認できる範囲内で、1万円単位の額とし、最高限度額は、貸付月の給料月額（基本給）の6月分の額（1万円未満切り捨て）とし、200万円を限度とします。

なお、普通貸付の既貸付がある場合、その未償還元金残高との合算額が最高限度額を超えることができません。ただし、新規貸付と同時に既貸付分を全額償還する場合（差引償還）は、最高限度額まで新規貸付できます。

30%の制限

次のいずれかに該当するときは、新たな貸付けは行いません。

①他の金融機関等への毎月償還額と共済組合への毎月償還額の合計額が、貸付月の給料月額（基本給）の30%を超えるとき

②他の金融機関等への年間償還額と共済組合への年間償還額の合計額が、貸付月の給料月額（基本給）×16の30%を超えるとき

貸付利率

年利1.26%（変動利率）

毎年9月に見直され、翌10月から変動後の利率が適用されます（詳細については、毎年「共済 Kyoto」でお知らせします。）。

償還方法

普通償還、増額償還（24、48、72、96月）、ボーナス併用償還の中から選択していただきます。なお、貸付額によっては、選択できない償還方法もあります。

＜貸付額 200万円の場合＞

普通償還	： 毎月償還額 17, 747円	（償還期間 120月）
増額償還	： 毎月償還額 84, 431円	（償還期間 24月）
	： 毎月償還額 42, 747円	（償還期間 48月）
	： 毎月償還額 28, 856円	（償還期間 72月）
	： 毎月償還額 21, 912円	（償還期間 96月）
ボーナス併用償還	： 毎月償還額 25, 799円	（償還期間 60月）
	： ボーナス償還額 51, 598円	

申込時の提出書類（提出締切日：毎月10日）

所属所共済組合事務担当課を経由して、以下の書類を共済組合へ提出してください。

- ①普通貸付申込書（様式第1号）
- ②借入状況等申告書（様式第22号）
- ③見積書（申込人の氏名が記載されているもの）
- ④他の金融機関等への返済額が確認できる書類（他の金融機関等から借入金がある場合）

貸付決定後の提出書類

所属所共済組合事務担当課を経由して、以下の書類を共済組合へ提出してください。

- ①借用証書（様式第4号）及び印鑑登録証明書
（提出締切日：貸付決定月の22日）
- ②領収書（申込人の氏名が記載されているもの）（※）
（提出締切日：貸付金の送金後30日以内）

※領収書には、貸付金の送金日以後の日付の記載が必要です。
（送金日より前に支払われた場合は、貸付金が不要であったとみなされます。）。

京都府市町村職員共済組合

福祉課 貸付貯金係

TEL：075-431-0307